

調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、製造業に属する事業所の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3 調査の期日

平成 25 年工業統計調査は、平成 25 年 12 月 31 日現在で実施した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）である。（平成 20 年調査以前は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施していた。）

5 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用いて、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

利用上の注意

1 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所数

平成 25 年 12 月 31 日現在の数値である。

なお、事業所とは、一般的に工場・製作所・製造所あるいは加工所などと呼ばれ、一区画を占めて主として製造又は加工し卸売りする事業所をいう。

(2) 従業者数

平成 25 年 12 月 31 日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(3) 現金給与総額

平成 25 年の 1 年間に常用労働者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額（退職金、解雇予告手当、臨時及び日雇に対する給与等）の合計である。

(4) 原材料使用額等

平成 25 年の 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税等を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

平成 25 年の 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

ア 製造品出荷額

その事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、その事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。なお、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのものも含んでいる。

イ 加工賃収入額

他の企業の所有に属する原材料又は製品を加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。

ウ くず廃物の出荷額

製造工程からでたくず及び廃物の出荷額である。

エ その他収入額

冷蔵保管料、据付工事料、広告料、転売収入などである。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者数 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを、帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造する委託生産品も含んでいる。

(7) 敷地面積、建築面積、工業用水（従業者数 30 人以上の事業所）

敷地面積は、平成 25 年 12 月 31 日現在事業所が使用（賃借を含む）している生産設備のある敷地の全面積である。建築面積は、事業所地内にあるすべての建築物の面積をいう。

1 日当たり工業用水量は、平成 25 年の 1 年間にその事業所で使用した工業用水量（雑用水を含む）を、年間の操業日数で除した水量である。

(8) 有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）

平成 25 年の 1 年間の数値であり、帳簿価額によっている。

ア 土地・建物及び構築物（土木設備、建築付属設備を含む）

イ 機械及び装置（付属設備を含む）

ウ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具・器具・備品等

エ 除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどにより、減少した資産の額をいう。

オ 建設仮勘定

建設過程にある有形固定資産、例えば、建物が完成して固定資産勘定に組み替えられるまでの途中での出資がある場合、これを整理するための会計処理上の方法として設けられている。

カ 有形固定資産の投資総額の算式は次による。

投資総額＝有形固定資産の取得額（新規＋中古）＋（建設仮勘定の増－建設仮勘定の減）

(9) 生産額及び付加価値の算出式は次による。

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

※従業者 29 人以下の事業所については、製造品出荷額＋加工賃収入額を生産額としている。

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）
－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

※従業者 29 人以下の事業所については、以下による。

付加価値額＝製造品出荷額等－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

2 時系列比較する際の注意点

本書において、平成24年以降及び平成22年以前の数値は工業統計の調査結果、平成23年の数値は経済センサスー活動調査（以下「活動調査」）の調査結果である。

また、調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、工業統計は各調査年 1 年間、活動調査は平成 23 年 1 年間の数値である。事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、工業統計は各調査年の 12 月 31 日現在、活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。

なお、時系列比較の上から、従業者 4 人以上の事業所について集計している。

3 調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は、すべての項目で集計に含まない。

4 表章

- (1) 統計表中、「△」はマイナスの数値、「0.0」は単位未満、「－」は該当数値なし、「…」は不詳を表す。また、「X」は 1 または 2 事業所の数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した個所である。なお、3 以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する個所は、「X」で表した。
- (2) 単位未満の数値は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計の数値と内訳の計とが一致しない場合がある。
- (3) 平成 25 年調査の集計にあたっては、日本標準産業分類の第 12 回改訂（平成 19 年 11 月 6 日総務省告示第 618 号、平成 20 年 4 月 1 日適用）を適用している。

(4) 産業中分類の名称

次の省略表示による

省 略 表 示	産 業 中 分 類	各産業における製造品の例
09 食料品	食料品製造業	バター、味そ、食パン、そう(惣)菜
10 飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業	ジュース、ビール、コーヒー飲料
11 繊維	繊維工業	ふとん綿、ソックス、ネクタイ
12 木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)	単板、集成材、木箱、おけ
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	たんす、木製いす、金属製いす
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	段ボール、壁紙、障子紙、ノート類
15 印刷	印刷・同関連業	オフセット印刷物、写真製版
16 化学	化学工業	化学肥料、一般インキ、化粧品
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	ガソリン、アスファルト舗装用混合材
18 プラスチック	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチックタイル
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	乗用車用タイヤ、ゴムホース、ゴム管
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業	婦人用・子供用革靴、服装用革ベルト
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業	強化ガラス、生コンクリート、
22 鉄鋼	鉄鋼業	ブリキ、針金、鉄鋼切断品
23 非鉄金属	非鉄金属製造業	電力ケーブル、光ファイバケーブル
24 金属製品	金属製品製造業	食缶、ほう丁、はさみ、かぎ
25 はん用機械	はん用機械器具製造業	蒸気タービン、エレベータ、冷凍機
26 生産用機械	生産用機械器具製造業	農業用トラクタ、建設用クレーン
27 業務用機械	業務用機械器具製造業	フルカラー複写機、自動販売機
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業	発光ダイオード、トランジスタ
29 電気機械	電気機械器具製造業	分電盤、電子レンジ、換気扇
30 情報通信機械	情報通信機械器具製造業	電話機、デジタルカメラ
31 輸送用機械	輸送用機械器具製造業	普通乗用車、カーエアコン、飛行機
32 その他	その他の製造業	貴金属製装身具、万年筆、ピアノ

10 その他

この報告書の数値は、本市が独自集計した数値であり、総務省、経済産業省及び埼玉県が公表する数値と相違することがある。